

**令和 7 年度
蓮田市総合教育会議**

**(1) 小・中学校教職員に関する業務
量管理・健康確保措置実施計画
について**

学校教育課

蓮田市立小・中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

蓮田市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

蓮田市教育委員会では、県教育委員会が策定した「学校における負担軽減検討委員会報告書（平成24年度）」や「学校における働き方改革基本方針（令和元～3年度、令和4～7年度）」等を受け、学校における働き方改革や負担軽減に取り組んできた。また、改訂された「学校における働き方改革基本方針（令和7～9年度）」を基に働き方改革を一層推進してきたところである。

国では、働き方改革を含めた教師を取り巻く環境整備の最終的な目的について、令和6年8月の中央教育審議会「『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」において、「学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現」であるとしている。その目的達成に向けて、教員が心身ともに健康であり授業やその準備など専門性に基づく教育活動に専念することで学校教育の質の維持向上を図ることがよりよい教育の実現につながるという考えの下で、働き方改革を推進していくことは重要である。

本市では学校教育の充実について「蓮田市教育大綱」の基本方針の中で、将来を展望し、社会の変化や児童・生徒の変化に対応し、生きる力を育む教育の実現を目指しているところである。今回定める計画においても学校の働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育の実現に向けて具体的に目標を定め、計画的に取り組んでいく。

(2) 本市の現状

本市では、県の方針等を受け、勤怠管理システムによる勤務時間等の実態把握や教育課程の改善、市費による支援スタッフ配置等の人的支援など、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減、負担軽減等に取り組んできた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度の最新の状況は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】（休日を含む）

	教育職員1人当たりの 平均 【R7.11月期】	月45時間を上回る割合 【R7.11月期】 ※（ ）内は県平均値	月80時間を上回る割合 【R7.11月期】 ※（ ）内は県平均値
小学校	32時間41分	21.0% (8.6%)	0% (0.03%)
中学校	41時間14分	27.3% (25.8%)	0% (1.0%)

※県平均値は、事務職員、学校栄養職員を含む値

時間外在校等時間が月80時間を上回る教育職員はいないが、月45時間を上回る教育職員の割合は、中学校では4分の1以上おり、本市の課題であるといえる。令和7年11月期における時間外在校等時間の平均時間が30時間を超えており、令和11年までの目標である30時間の達成に向け、特に中学校において業務改善を一層進め、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教員数の割合を100%にする。
- ・各学校において、1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・学校評価における働き方の改善や職場環境に関する項目について、肯定的に回答した教育職員の割合を令和11年度末までに100%にする。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※なお、目標及び計画については、実態を把握して年度毎に見直しを行うと共に、状況に応じて修正をする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 （「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金（給食費を含む）については、市内全校で学校徴収金が口座引き落としとなるように推進する。また、給食費については、国のいわゆる給食費の無償化に合わせて、市の歳入歳出予算に組み入れるようにし、公会計化を推進する。

(ロ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・市長部局等と連携して、市の顧問弁護士や県のスクールロイヤーなどと積極的な相談を行う等により、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

(ハ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・日常的に学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことの認識を共有する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システム等のデジタル機能を活用し、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

(イ) 学校図書館の維持管理

- ・学校図書補助員等の人的支援について、各校の状況に応じて拡充し司書教諭及び学校図書館担当教員等と連携によって、学校図書館の環境整備を推進する。
 - (ウ) 小学校における英語指導助手（A L T）を活用した授業
 - ・外国語活動等の支援員を配置してA L Tを活用した授業の支援を行うことによって、授業準備等の負担軽減を図る。
 - (エ) 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・令和9年度9月から市内中学校における休日の部活動を廃止し、部活動の地域展開については、順次推進していく。平日の部活動については、引き続き、部活動指導員及び外部指導者を配置するが、休日と同様の体制の構築を急ぐこととする。
 - (オ) 校内清掃（「3分類」⑫関係）
 - ・学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による校内清掃の導入や、学校の実態に応じた清掃指導の負担軽減を促進する。
- ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
- (ア) 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・校務支援システム等のデジタル機能を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - (イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
 - ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する協議会を実施することで、関係機関と連携・協働し、適切に支援を行うことができる体制を推進する。
 - ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、相談員等による支援チームを立ち上げ、専門家チームによる支援体制を構築する。
 - ・生活支援員、特別支援学級介助員などの人的支援について、各学校の状況に応じて拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進し、教育職員が担う業務を適正化する。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、前年度に実施された授業の時数集計を踏まえて年度当初の計画段階で必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校第4学年以上は年間で1086単位時間以

上) 編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・活動のねらいが形骸化した活動や目標の達成に多くの時間を要する活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を該当の全教職員に対して実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月1回以上設定する。また、定時退勤ウィークを年1回以上設定する。夏季休業中の8月11日から8月18日は学校閉庁日とする。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

本市では、取組の着実な実行を図るため、以下の内容に取り組む。

- (1) 目標の達成状況については、校務支援システムや学校評価で把握する。
また、毎年度市内の教育職員の在校等時間の状況を把握して蓮田市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議で報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして

課題が見られるときは、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。

- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。